

平成27年度の業務及び財産の状況に関する説明

I. 認可特定保険業の組織

(1) 名称

一般社団法人 大日本猟友会

(2) 組織

大日本猟友会はその傘下に都道府県猟友会（法人会員）が属し、都道府県猟友会に個人会員（構成員）が属するという形をとっています。

会の運営に当たっては、正副会長及び理事並びに監事の役員を選任し、総会、理事会、監事会における論議・決定に基づき進めております。さらに委員会設置規程に基づき内部に専門領域別に委員会を組織し各分野の運営を行っております。設置しております委員会は、狩猟事故共済審査委員会、総務委員会、制度委員会、事故防止対策委員会、広報委員会、有害鳥獣対策委員会、役員選考委員会の各委員会です。

(3) 役員の様況

役職	氏名
会 長	佐々木 洋平
副 会 長	赤津 安正、天崎 弘、石関 吉幸、内田 克宏、 新谷 和彦、松原 一
理 事	板橋 一好、伊藤 政夫、岡川 純一郎、梅川 信治、 尾上 貞夫、喜名 民雄、澤地 忠彦、鈴木 理之、 高橋 徹、濱口 靖徳、菱沼 要治郎、藤田 龍敬
監 事	佐藤 勝彦、阪口 顯、山根 武文

(4) 事務所の所在地

東京都千代田区九段北3-2-11

(5) 設立年月日

昭和4年9月26日創設。昭和14年8月1日法人認可。

(6) 会員数

団体会員：47都道府県猟友会、個人構成員数：104,242名
(平成27年3月31日現在)

(7) 使用人の数

4名

Ⅱ．経営管理態勢について

(1) 基本的な考え方

認可特定保険業者の重要性、公共性の認識の下に、保険業法を始めとする各種法令の遵守を経営の基本に置いております。事業を取り巻く様々なリスクを的確に把握、管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適正な運営を確保するため、適切な経営管理を行ってまいります。日常の業務運営においては、保険業務精通者を責任者として配置し、専門的な立場から業務を進めると同時に、種々決裁や業務運営事項の合議決定機関として専門委員会（狩猟事故共済審査委員会）を設置しております。また、理事会での定期的なモニタリングや監事による内部監査等により、常に健全な業務運営が行われるよう留意しております。

(2) 経営管理の手順

- ① 審査委員会委員長、副委員長に理事を配し、理事による特定保険業業務の全体管理・監督を行います。
- ② 経営の意思決定機関および牽制機能として、理事会において業務執行の最終意思決定ならびに監督を行います。
- ③ さらに、監査の実施および財務健全性のチェックにより健全な業務執行ができてきているか確認を行います。

Ⅲ．個人情報の保護について

個人情報の保護につきましては、平成17年に「構成員名簿等取扱要領」を制定し、共済事業に必要な個人情報の保護を図っております。具体的には次の情報に関し、管理規程を定めております。

- ① 構成員名簿
- ② 事故発生概況報告書等
- ③ 役職員名簿等

以上の各情報に関し、対象とする情報、用途、保管等の方法、廃棄等の期限、対象者の承諾について、具体的なルールを定めております。

Ⅳ．リスク管理態勢について

1. 保険引き受けリスク

- (1) 引き受け対象とするリスク

本保険の募集に当たり、対象とする契約者は、当会の会員である全国都道府県猟友会に所属する個人会員（構成員）のみに限定しております。構成員は全て狩猟登録の免許を受けた者であり、狩猟に関する安全管理について教育を受けており、そのリスク管理レベルは一定水準を超えております。

(2) 保険契約の引き受け

加入者間の公平性を原則に、保険業法、施行規則、内閣府令、監督指針等を遵守し、かつ保険引受業者として健全な経営を行えるよう契約の引受を行います。引き受けに当たっては、保険内容および注意すべき事項を記載した重要事項説明書を交付し、保険の内容の周知徹底を図っております。

(3) 保険金支払い管理態勢

保険金の支払いは認可特定保険業者の基本的かつ最も重要な機能であるため、迅速かつ責任を持った保険金支払いを行うために、損害調査については基本的に外注せず当会の内部にて行います。

請求事案全件についての支払内容・金額の決定や、高度な判断を要する無責・免責等の検討・裁定は、専門委員として医師・弁護士等の社外有識者・専門家を含む「(狩猟事故共済保険) 審査委員会」によって行います。また、日常業務・事務の運営・管理は保険業務精通者を中心とした事務局にて行うとともに、事故発生状況、保険金支払い状況、長期滞留案件等につきましては、委員長並びに定例の委員会において、適宜報告を行っております。

(4) 保険引き受けリスクの管理

年度末において定期的に損害率のモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行なうとともに、所定の手順にて保険料率の検証を行い、損害率変動リスクに備えてまいります。料率改定を要すると考えられる場合には、理事会に諮り決議を経て行政庁に所定の手続きをとることといたします。

2. 資産運用リスク

元本割れのおそれが少なく、換金性も比較的高い公共債等のローリターン・ローリスク商品を主体に、安全かつ安定した運用を基本とし、法令上で定められた範囲に限定した資産運用を行っております。運用状況については理事会、総務委員会等にて定期的に報告を行っております。

3. 事務・システムリスク

事務リスクの管理につきましては、正確な事務の遂行あるいは情報流出等の事故や不正等の防止を図るため、内部管理体制を適切に整備し、業務の適正かつ正確な運営により信頼性の確保に努めております。システムリスクの管理につきましては、システムダウン、誤作動あるいはコンピュータのウイルス感染、不正使用等による損失を回避するため、当面、現行の共済事業におけるアナログ主体の事務・情報管理を継続し、コンピュータ、システム系の利用は最小限に留めております。

V. 共済保険の仕組みについて

(1) 商品の仕組み

本保険は、被保険者（補償の対象者）が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病発症により死亡した場合に共済保険金をお支払いするものです。

(2) 補償内容

補償は、基本的に'狩猟行為中'（猟場に足を踏み入れたときから、猟場から足を踏み出したときまで）の事故を対象としています。

補償のあらまし、補償金額などは次表の通りです。なお、契約できる補償の種類及び金額は、下記のセットに限ります。

	事故の種類	補償の内容	お支払いする保険金
1	他損事故	被保険者（契約者構成員）が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については狩猟行為中の事故のほか、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（含、暴発）に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	被害者1名ごとに、4,000万円を上限に他損事故保険金をお支払いします。
2	自損事故	被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	1回の事故につき、①～③を合算して300万円を限度として自損事故保険金をお支払いします。 ① 死亡・・・300万円 ② 傷害・・・1日につき3,000円を、部位・症状ごとに別途定める日数を乗じた金額で300万円を限度 ③ 後遺障害…別途定める区分による金額
3	狩猟中疾病死亡事故	被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、7日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。	該当する事故が発生した場合、100万円を狩猟行為中疾病死亡保険金としてお支払いします。

(3) 保険期間

保険期間は、1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)です。

(4) 保険契約締結手続き

契約の締結にあたっては、契約者たり得る要件として、当会の会員である全国都道府県猟友会に所属する個人会員(構成員)であることが必要です。また、新規契約(中断後の再契約を含む)時には、「狩猟事故共済保険加入申込票」もしくは「猟友会構成員名簿兼共済保険加入申込票」のいずれかへの自署、あるいは押印が必要となります。その上で、大日本猟友会の会費(本共済保険の保険料を含む)が、事務手続きを代行する全国都道府県猟友会に支払われることにより契約が有効に成立し、契約者に対し、契約者証の発行を行います。

保険契約更新にあたっては、契約者または大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、原則として更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。更新に当たり保険契約内容の変更を行う場合は、別途手続きが必要です。

(5) 事故が発生した場合の手続き

事故が発生した場合、次の手続きを経て保険金をお支払いします。

- ① 事故発生概況報告…契約者または被保険者は、事故日から30日以内に、都道府県猟友会長を経由して、事故発生概況報告を行います。
- ② 保険金の請求…被保険者が保険金を請求する場合は、事故発生後1カ年以内に所定の書類および本会が必要に応じて求めるその他の書類を本会に提出します。
- ③ 審査および保険金の支払…保険金の請求をうけたときは、共済保険事業役職員は、必要事項を調査の上、審査委員会に調書を提出して、裁定を求めます。
- ④ 審査委員会で共済金の給付額を裁定し、請求書を受理した日から90日以内に都道府県猟友会長を経由して、被保険者又はその遺族に保険金を給付します。

VI. 当会共済事業のあゆみについて

一般社団法人大日本猟友会では、狩猟中の事故に対処するため、現在、当会会費の50%を充当して、狩猟事故共済事業を実施しています。

昭和50年に事業開始以来、平成26年度で40年を経過し、この間に構成員に給付した共済金総額は、人身事故のみで83億円を超える額となり、全構成員の相互扶助による共済制度として、その真価を遺憾なく発揮しているといえます。

事業開始当初は、多発する狩猟事故に対する当面の必要性に迫られ、早々に企画・立案されたこともあり、また、共済規約に不備な点があったことや、当時においては補償対象としていた銃器や猟犬の事故多発により、たちまち1億円の赤字となる多難なスタートでありました。

しかしその後、共済事業に対する全構成員のご理解・ご協力をいただき、共済規約の改正、人身事故（他損・自損）のみを給付対象とする等の改訂の実施により、採算は順調に推移し、今日の安定した業務運営に至っております。

昭和54年の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正で「共済制度加入により補償能力を有する構成員」たることが、狩猟者登録の要件として法定され、環境省の認可事業となり、共済事業基盤は、ますます強固なものとなりました。

一方で、根拠法のない無認可共済事業の存在が社会的な問題となったため、共済事業を特定保険業として規制する「保険業法等の一部を改正する法律」が平成17年に公布され、その結果、当会においては一般社団法人への移行時点で、特定保険業としての認可を取得することが必須との事態になりました。関係当局との協議の結果、平成24年3月23日に認可取得がかない、平成24年4月1日より、共済としての長所を残しつつ「狩猟事故共済保険」事業としての新たなスタートを切ることができました。

なお、補償額（上限）については、発足時、他損2,000万円、自損200万円スタートでしたが、数回の改定を経て、昭和59年より現行の他損4,000万円、自損300万円に引き上げております。

VII. 今期事業の概況について

平成26年度の収支は、会費収入等の経常収益が241百万円であったのに対し、共済金の支払い等の経常費用が252百万円あり、11百万円の赤字となっております。

【過去5年間の事故発生状況】

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	5年間累計	年平均
死 亡	16	12	14	19	16	77	15.4
傷 害	256	279	269	256	255	1315	263.0
合 計	272	291	283	275	271	1392	278.4
構成 員数	114,321	111,406	107,861	105,270	104,242	543,100	108,620
事故 1件あたり 会員数	420	383	381	383	385	1952	390

Ⅷ. 決算の状況について

貸借対照表内訳表

平成 27 年 3 月 31 日現在

(単位：千
円)

科目	共済会計
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	91,747
有価証券	23,700
流動資産合計	115,447
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
投資有価証券	500,000
定期預金	200,000
基本財産合計	700,000
(2) 特定資産	
特定資産合計	0
(3) その他固定資産	
その他固定資産合計	0
固定資産合計	700,000
資産合計	815,447
II 負債の部	
1. 流動負債	
支払備金	137,502
流動負債合計	137,502
2. 固定負債	
責任準備金	183,938
固定負債合計	183,938
負債合計	321,439
III 正味財産の部	
2. 一般正味財産	494,008
正味財産合計	494,008
負債及び正味財産合計	815,447

正味財産増減計算書内訳表

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	共済会計
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	13,379
特定資産運用益	0
受取会費	132,007
事業収益	95,940
支払備金戻入額	95,940
雑収益	91
経常収益計	241,418
(2) 経常費用	
事業費	243,264
共済費	96,145
支払備金繰入額	137,502
雑費	203
事業管理費	9,152
経常費用計	252,416
基本財産評価損益等	12,818
当期経常増減額	1,820
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
責任準備金繰入	183,938
経常外費用計	183,938
当期経常外増減額	△ 183,938
他会計振替額	△ 36,180
当期一般正味財産増減額	△ 218,298
一般正味財産期首残高	712,306
一般正味財産期末残高	494,008
II 正味財産期末残高	494,008

